○広島修道大学及び広島修道大学大学院試験細則

（趣旨）

第１条　この細則は、広島修道大学及び広島修道大学大学院における成績評価に関する規程第２条の規定に基づき、試験について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この細則における試験とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　定期試験　学期末に期間を定めて実施するもの

(2)　追試験　公認欠席その他のやむを得ない事由により前号の試験を受験できなかった者に対して行うもの

２　前項の規定に関わらず、広島修道大学学則第７条第２項に定める授業期の試験は、定期試験に準じるものとする。

（試験期間及び試験時間割）

第３条　試験の期間は学年暦において定める。

２　試験の期日及び時間割は、受験者が行う試験の準備を考慮し、あらかじめ公示する。

（受験資格）

第４条　各学期の指定登録日に所定の履修届によって当該授業科目の履修登録を行った者は、試験を受けることができる。ただし、次の場合には試験を受けることができない。

(1)　休学しているとき。

(2)　停学の処分を受けているとき。

(3)　授業科目担当教員より受験を禁じられたとき。

(4)　当該授業科目の試験開始時刻から20分以上遅刻したとき。

(5)　学生証又は仮学生証を所持していないとき。

（受験者の義務）

第５条　受験者は、試験監督者の指示に従わなければならない。

２　受験者は、試験が公正に実施されるために別に定める事項を遵守しなければならない。

３　受験者は、試験の実施を妨げる行為をしてはならない。

（不正行為等の取扱）

第６条　前条に定める受験者の義務に違反する行為（以下、「不正行為」という。）をした者について、試験監督者は、受験の停止、退場又は教学センターへの同行その他の必要な措置を取る。

２　不正行為をした者について、広島修道大学学則第39条又は広島修道大学大学院学則第

60条を適用し、懲戒することがある。

（追試験）

第７条　公認欠席その他のやむを得ない事由により定期試験を受験しなかった者に対しては、本人の願い出により追試験を行う。ただし、教学センター長の許可を得て代替措置を行うことができる。

２　前項の願い出は、公認欠席による場合は広島修道大学における授業の欠席に関する取扱要領第３条第２項の証明書等を、その他のやむを得ない事由の場合は当該責任機関の証明書又は本学所定の追試験申請書類を添えて行わなければならない。

３　第１項の願い出は、試験期間終了後３日以内に行わなければならない。

４　前項の期日は、公認欠席その他のやむを得ない事由により、期日内での提出が困難と認められる場合は、教学センター長の許可を得て別に定めることができる。

５　追試験の受験料については、別に定める。

（事務担当）

第８条　この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

（細則の改廃）

第９条　この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附　則

１　この細則は、2012年４月26日に制定し、同日から施行する。

２　この細則は、2013年２月７日に第７条に第４項を追加し、2013年４月１日から施行する。

３　この細則は、2015年９月３日に第６条及び第８条を改正し、2015年10月１日から施行する。

４　この細則は、2016年８月４日に第２条第３号及び第７条第４項を追加し、第４条及び第７条第３項改正し、2017年４月１日から施行する。

５　この細則は、2017年３月１日に第５条第３項及び第６条第１項を改正し、同条第２項を削り第３項を第２項に繰り上げ、2017年４月１日から施行する。

６　この細則は、2024年１月４日に規程名、第１条、第２条、第４条、第６条及び第７条を改正し、2024年４月１日から施行する。